

旅費精算に関する細則

令和7年4月1日 制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下、「本会」という。)旅費規程で定める旅費精算にあたっての運用方法を定め、適正な処理を行うことを目的とする。

(旅費計算)

第2条 旅費規程第3条第2項で定める旅費計算を行うにあたって利用するアプリケーションは、LINE ヤフー株式会社が提供する「Yahoo!路線情報」(以下、「本アプリ」という。)を使用するものとする。

2 本アプリで経路を検索するにあたっては、別表1の条件に基づき旅費を支払うものとする。

(証明書類)

第3条 旅費規程第4条で定める交通手段を利用した証明書類は別表2に基づき提出するものとする。

2 前項で定める証明書類の提出先は別表3に基づき提出するものとする。

(旅費請求・支払)

第4条 旅費の支払いは、「出張・旅費請求書」の手引書に基づき支払うものとする。

2 請求日は、各書類の様式を揃え、支払いに必要なすべての証憑書類を提出した日を示す。

3 請求日をもって支払い手続きを行う。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は委員会議にて行い、理事会に報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1 (旅費計算)

項目	条件
使用経路の適用	全ての経路を対象とし、最も到着時間が早い経路を適用する。
時刻設定	到着時刻：用務開始 15 分前、出発時刻：用務終了 30 分後を基準とする。
IC カード料金	IC カード料金を利用しない通常の料金を適用する。

別表 2 (証明書類)

交通手段	乗車券・搭乗券 (証明書)	領収書等	備考
鉄道	不要	不要	特急、指定席利用であっても不要。
船	不要	不要	
航空機	必要 ^{*1}	必要 ^{*1}	ランクアップ分は支払わない。
路線バス	不要	不要	
長距離バス	必要 ^{*1}	必要 ^{*1}	
タクシー	不要	必要	使用が認められた場合のみ。 ^{*2}
自家用車	使用にあたった発生した費用(道路利用料、ガソリン代、駐車場代等)は一切支払わない。		
宿泊	不要	不要	旅費規程別表 3 のとおり。

^{*1} 乗車券・搭乗券(証明書)に金額が記載されている場合、領収書の提出は省略可とする。

^{*2} 以下に該当する場合、使用を認める。

- ① バスの停留所(バスが運行していない場合は駅)から目的地が 2km 以上離れている。
 - ② 公共交通機関の遅延、自然災害等によりタクシーを利用せざるを得ない状況である。
- ②に関しては、使用后、旅費申請時にその旨連絡があった場合に限る。

別表 3 (書類提出先)

区分	提出先
「出張・旅費請求書」および証明書	財務委員長